

ぎふ清流GAP評価制度の申請方法

1 申請の準備

●申請に必要な書類を準備します。

※申請書類は、岐阜県「ぎふ清流GAP評価制度」ホームページからダウンロード、または、農林事務所（農業振興課、農業普及課、林業課）へお問い合わせください。



個人、法人等

〔ひとつの経営体が
単独で申請する場合〕

- ・ぎふ清流GAP評価（更新）申請書（様式第1号の1）
- ・申請者概要（様式第2号-1）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・情報公開に関する許諾書（様式第4号）
- ・化学肥料・化学合成農薬不使用申請書（様式第5号）
※様式第5号は、不使用区分で申請する場合のみ必要です。

任意組織、団体

〔事務局を有し、
構成する複数の経営体で
申請する場合〕

- ・ぎふ清流GAP評価（更新）申請書（様式第1号の2）
- ・申請者概要（様式第2号-1、2号-2、施設がある場合は2号-3）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・情報公開に関する許諾書（様式第4号）
- ・化学肥料・化学合成農薬不使用申請書（様式第5号）
- ・申請者名簿
※様式第5号は、不使用区分で申請する場合のみ必要です。

2 申請書類の提出と評価日程の決定

●申請書類の提出先は、農林事務所農業振興課又は林業課（きのこ類）です。

●申請書類の受付期間は、4月から12月までです。

●申請受付後、ぎふ清流GAP推進センター（以下、GAPセンター）から評価の日程調整の連絡をします。

注）原則として申請受付の翌月に評価を実施しますので、評価の際に農産物の管理状況が確認できる時期に合わせた申請をお願いします。

3 評価の実施

●評価時間は、概ね4～5時間要します。（目安：10時開始～15時終了、昼1時間休憩）

●書類、帳票類を確認しながら専門の評価員が聞き取りをします。

また、調製施設、ほ場、倉庫（肥料、農薬、燃料、資材）、休憩場所等の状況を確認します。

4 一次評価結果の通知と是正の実施

●評価の概ね2～3週間後、一次評価結果通知書、是正意向確認書（様式第9号）を送付します。

●送付を受けたのち、1週間以内には是正意向確認書をGAPセンターへ返送します。

●是正する場合は、送付を受けてから概ね1カ月以内に、是正結果報告書（様式第10号）をGAPセンターへ提出することにより、GAPセンターが是正項目を再評価します。

5 最終結果報告の作成と判定委員会での確認

●是正項目の再評価（是正しない場合は一次評価結果通知書）に基づき、GAPセンターで最終結果報告書を作成します。

●県が判定委員会等での確認を踏まえ、最終結果報告書の妥当性を判断します。

6 評価結果報告書及び評価証書の交付

●県から評価結果報告書を交付します。国際水準GAPガイドラインに遵守している場合は、農場評価証書を交付します。

注）申請から農場評価証書の交付までに概ね6カ月程度を要します。